

ベビーシッター割引券 ご利用手順・注意事項

大阪公立大学女性研究者支援室

大阪公立大学 女性研究者支援室では、在宅保育サービスを利用する際の料金の一部を助成する「ベビーシッター割引券発行事業」を行っています。割引券は、チケットコードとその URL を受取り、サービス開始時に必要事項を登録するだけの簡単な仕組みでご利用いただけます。

割引券をご希望の方は、下記の「ご利用手順」と「ベビーシッター割引券ご利用にあたっての注意事項」を、必ずご確認の上お申し込みください。

※この事業は、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

●ご利用手順

1. 割引券発行申込書を提出する（利用者）。

- 「**ベビーシッター割引券発行申込書**」をご提出ください。（メール可）
- 初回のみ以下の書類をご提出ください（年度毎）。
 - ① **ベビーシッター会社との契約書（控）**、または契約がわかるもの（PC のスクリーンショットなど）
 - ② お子様の年齢がわかる書類（保険証など）
- 初回のお申込みは利用予定日の原則 2 日前（土日祝を含まない）までに、女性研究者支援センターまでご連絡ください。
- 急なご利用（病児保育など）が発生した場合は、できるだけ早くご連絡ください。
（事後も登録が可能ですが、登録期限などについては、ベビーシッター会社にご確認ください）。
- **ベビーシッター会社へは、依頼の際に「割引券を利用する」ことをお伝えしてください。**
ご利用後のお申し出では適用できないことがございます。ご注意ください。

※ベビーシッター会社は、全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」に限ります。
(https://bs-ticket.jp/service/handling_company_list/)

※必ず、次頁の「利用対象者」、「対象サービス」、「割引券について」をご確認ください。

2. 割引券を発行する（女性研究者支援センター）

- 受付処理終了次第、割引券の URL をお送りします（メール）

3. 割引券を利用する（利用者）

- ご利用当日は、割引券の URL へアクセスし、利用日時やお子様の情報などを入力します。
利用終了後は、ベビーシッター事業者が報告を行い、センターにて利用確認を行います。

※発行した割引券が必要なくなった、変更になった場合は、必ず女性研究者支援センターまでご連絡ください。

●ベビーシッター割引券ご利用にあたっての注意事項

※必ず、下記の「利用対象者」、「対象サービス」、「割引券について」をお読みください。

ご利用対象者	<ul style="list-style-type: none">・大阪公立大学に在学する研究者 男女とも：専任教員 女性のみ：特任教員（病院講師含む）、 前期臨床研究医、後期臨床研究医 ※いずれも、本学に従事し、社会保険料負担があるものに限る。・0歳～小学校3年生（障がいがある場合は6年生まで）の児童の保護者・配偶者が就労しているほか病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭により、ベビーシッターのサービスを使わなければ就労が困難である人
対象サービス	<ul style="list-style-type: none">・家庭内における保育や世話（家庭外は利用不可）・家庭と保育所等の間の送迎
割引券について	<ul style="list-style-type: none">・割引券を利用するには、ベビーシッターの従事要件が定められています。あらかじめ「割引券を利用することをお伝えの上依頼してください。ご利用後のお申し出では適用できない場合がございます。ご注意ください。・2026年度に発行された割引券が利用できる期間は、2027年3月末日までです。・割引券1枚当たりの割引金額は2,300円。・1回の利用料金が「割引券の使用枚数×2,300円以上」のサービスが対象。・割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚、1家庭につき1か月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。 （例）対象児童が2人の場合、1日（回）は4枚まで利用できますが、ひと月の上限・年間の上限はお子様の数にかかわらず1家庭での枚数です。・割引券は、夫婦それぞれが持っても、使用できる上限枚数は同様。・利用できるベビーシッター会社は、公益社団法人全国保育サービス協会が認定する「割引券等取扱事業者」に限ります。・大学全体の発行枚数に限度があるため、申込者多数の場合は調整することがあります。・割引券は、小学校3年生までのお子さんのほか、健全育成上の世話を必要とする（障がい者手帳などを有する）小学校6年生までの児童に限り利用できます（対象年齢以上のきょうだいがいる場合、そのきょうだいは割引券利用対象とはなりません）。・割引券は、教員の自宅での保育、教員の自宅と保育所等の施設の間の送迎に利用できません。ただし、ベビーシッターの所属する割引券取扱事業者が運営する保育施設の送迎には利用できません。・割引券は、他の人に貸与または譲与できません。・変更・キャンセルは必ず女性研究者支援センターまでご連絡ください。・対象者が割引券を利用した場合、非課税所得になります。 （保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。）